

令和4年度神栖市職員採用試験案内
(第7回：令和5年4月1日採用予定)

1 職種、採用予定人員、勤務場所及び職務

職種	採用予定人員	勤務場所及び職務
任期付職員（事務）	2名程度	市長部局，教育委員会等の各課又は公の施設で，住民にとって身近な業務（主に窓口，福祉業務，相談業務等），施設管理，環境整備や各種事業の調査のほか，パソコン操作を伴う一般行政事務に従事します。
任期付職員 （幼稚園教諭・保育士）	5名程度	市立の幼稚園で教諭又は市立の保育所等で保育士等としての業務に従事し，一般行政事務も行います。 ※ 保育士の資格のみを有する方は，市立の保育所で保育士としての業務に従事します。 ※ 幼稚園教諭の免許のみを有する方は，市立の幼稚園で幼稚園教諭としての業務に従事します。

※ 申込者数が採用予定人員数を下回った場合であっても，試験により不合格となることがあります。

2 受験資格

(1) 任期付職員（事務）の受験資格

次の要件を全て満たす人

- ① 昭和47年4月2日から平成17年4月1日までの間に生まれた人
- ② (3)に掲げる欠格事項（全職種共通）のいずれにも該当しない人

(2) 任期付職員（幼稚園教諭・保育士）の受験資格

次の要件を全て満たす人

- ① 昭和38年4月2日以降に生まれた人
- ② 採用予定日時点で幼稚園教諭の免許又は保育士資格のいずれかを取得済みであるか，採用予定日までに取得見込みである人（双方を取得済みであるか，取得見込みである人を含みます）
- ③ (3)に掲げる欠格事項（全職種共通）のいずれにも該当しない人

(3) 欠格事項

次のいずれかに該当する人は，職員採用試験を受験することができません。受験後に次のいずれかに該当した場合（又は該当することが判明した場合）には，採用試験は不合格となります。

- ① 日本の国籍を有しない人
- ② 禁錮以上の刑に処せられ，その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ③ 神栖市職員として懲戒免職の処分を受け，当該処分の日から2年を経過していない人
- ④ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し，又はこれに加入した人

3 任用期間及び勤務形態

職種	任用期間	勤務形態
任期付職員（事務）	令和5年4月1日から 令和7年3月31日まで	原則として週38時間45分（1日7時間45分、週5日）勤務
任期付職員 （幼稚園教諭・保育士）	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	

※ いずれの職種も、勤務成績等を考慮して任期を更新する場合があります（上記任用期間の開始日から起算して、最長で3年を超えない範囲）。

※ いずれの職種も、勤務場所、勤務の必要性に応じて時間外勤務や週休日（土曜日、日曜日）、祝日勤務もあります。

4 試験の方法等（全職種共通）

（1）試験の方法

次の試験結果により、可否を決定します。

試験内容	方法
作文試験	一般常識・文章表現力等について試験を行います。
個別面接試験	個別面接により主として人物について評定を行います。また、一定のテーマで、論理的に話す能力について評定を行います。

（2）資格調査

受験資格の有無等について調査します。

（3）試験の棄権

各試験のいずれかを棄権した場合は、不合格とします。

5 試験日時及び試験会場

試験日時	試験会場
令和5年1月14日（土） 受付時刻 午前8時15分から 作文試験 午前9時から 個別面接試験 作文試験終了後、原則受験番号順に個別に実施します（15分程度）	神栖市役所 分庁舎 （神栖市溝口4991番地5）

※ 受験申込者数によって、試験日時や試験会場が変更となる場合があります。変更がある場合は、神栖市ホームページにて随時お知らせします。

6 合格者の発表

令和5年2月上旬ごろ、市役所敷地内の掲示板及び神栖市ホームページに合格者の受験番号を掲示公開します。また、全ての受験者に合否結果を郵送で通知します。

7 合格から採用までの経路

合格者は、職種ごとに採用候補者名簿（有効期間1年間）に登載され、採用者が決定されます。採用日は原則として令和5年4月1日以降になります。

ただし、資格の取得見込みで受験し合格した者が、「2 受験資格」で規定された資格を所定の期間内に取得できなかった場合、採用候補者名簿から削除され、採用資格を失います。

なお、採用候補者名簿登載者以外に、辞退等を考慮して「補欠合格者」を決定することがあります。「補欠合格者」は、令和5年3月31日までを有効期限とする補欠合格者名簿に登載されますが、必ず採用になるとは限りません。

8 試験成績の開示について

試験結果の開示を希望する場合、受験者本人が市役所職員課に直接おいでください。電話、はがき等による開示の請求はできません。

開示対象	開示内容
試験の受験者	総得点及び総合順位

※ 上記以外の試験成績の詳細は、お問い合わせいただいてもお答えできませんので、あらかじめ御了承ください。

9 給 与

給与は、神栖市職員の給与に関する条例，規則に基づき支給されますが，例えば学校卒業直後に採用された場合は，次のとおりです。

学 歴	高 校 卒	短 大 卒	大 学 卒
給料月額 (基本給)	1 5 4 , 9 0 0 円	1 6 5 , 9 0 0 円	1 8 8 , 7 0 0 円

(注) 1 このほか、地域手当，期末手当，勤勉手当が支給されます。また該当者には、扶養手当，住居手当，通勤手当，時間外勤務手当等が支給されます。

2 初任給の決定については、職種により異なりますが、学歴，職歴を加味する場合があります。

※上記の内容は、令和4年4月現在のもので、今後の給与改定等により、額が変動する場合や支給される手当が変更になる場合があります。

10 受験申込手続き及び受付期間

(1) 申込書等の請求

申込書一式は、神栖市ホームページからダウンロードするか、神栖市役所職員課で配付しています。また、郵便でも請求できます。

(郵便で請求する場合)

- ・封筒の表に「職員採用試験申込書請求」と朱書きし、氏名、返信先、連絡先（電話番号）を記載した書面を必ず同封してください。
- ・140円分の切手を必ず同封してください。

(2) 申込受付期間

令和4年12月7日（水）～令和4年12月27日（火） 午前8時30分から午後5時まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除きます。)

(3) 受験申込時の提出書類等

- ① 受験申込書 兼 受験票 1部（所定の申込書を使用し、写真を1枚必ず貼付してください。
写真は、最近3ヵ月以内に撮影した上半身、脱帽、正面向き縦4cm、横3cm）
- ② エントリーシート 1部
- ③ 補助票 1部（「任期付職員（幼稚園教諭・保育士）」の受験希望者のみ）

(提出書類に関する注意事項)

- ・ ボールペン（消せるボールペン不可）または万年筆により、自筆で記入してください。
- ・ 指定された提出書類に不備がある場合は受付できません。
- ・ 提出し、受付された書類は返却いたしません。
- ・ 受験料は必要ありません。

(4) 申込書類の提出方法

申込書は、神栖市役所本庁職員課へ持参していただくか、郵送によりお申し込みください。今回の採用試験では、インターネットによる受験申込の受付はしておりません。

(郵便で提出する場合)

- ・封筒の表に「受験申込」と朱書きし、「簡易書留」等確実な方法でお送りください。
- ・受験申込の受付後、申込者に受験票を郵送しますので、返信用の封筒（404円分の切手を貼付し、住所・氏名を明記した長3封筒）を同封してください。
※404円分の切手には、簡易書留の料金を含んでいます。
- ・郵送による申込書類は、12月27日午後5時までに神栖市役所職員課へ到着（必着）したものに限り受付し、申込受付期間を過ぎてから到着したものは、返送します。
※ 年末は郵便局の郵送業務が立て込む時期ですので、郵送の場合、申込み期限に十分な余裕をもって申込書類を送付するようにしてください。

(申込書の請求及び送付先)
〒314-0192 茨城県神栖市溝口4991番地5
神栖市総務部職員課 宛て

(5) 申込書類の受付後の流れ

受験申込みが受理できましたら、受験申込者に受験票（受験申込書の写し）を交付します。試験当日、受験票を忘れずに持参し、試験会場で受付をしてください。

(6) 試験当日の提出書類

試験当日の受付で、以下の書類をご提出ください。

① 問診票

② 欠格事項照会同意書

③ 最終学校の卒業証明書の写し

（大学や高校等に在学中で卒業見込みの方は、当該学校の卒業見込み証明書の写し）

④ 身分証明書

（本籍地の戸籍担当課で発行できる「身分証明書」という名称の書類であり、戸籍謄（抄）本、住民票、運転免許証や保険証とは異なりますので、ご注意ください）

(7) 問合せ先

（電話の場合）

祝日を除く月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分まで

0299-90-1127（神栖市総務部職員課）

（電子メールの場合）

次のメールアドレスまでご連絡ください。（件名に受験番号及び氏名を明記してください。）

saiyou@city.kamisu.ibaraki.jp

※ 試験当日は、電子メールではなく電話にてご連絡ください。

※ 体調不良その他のやむを得ない事情により試験を棄権する場合は、その旨を上記の問合せ先まで必ずご連絡ください。